

導入促進基本計画

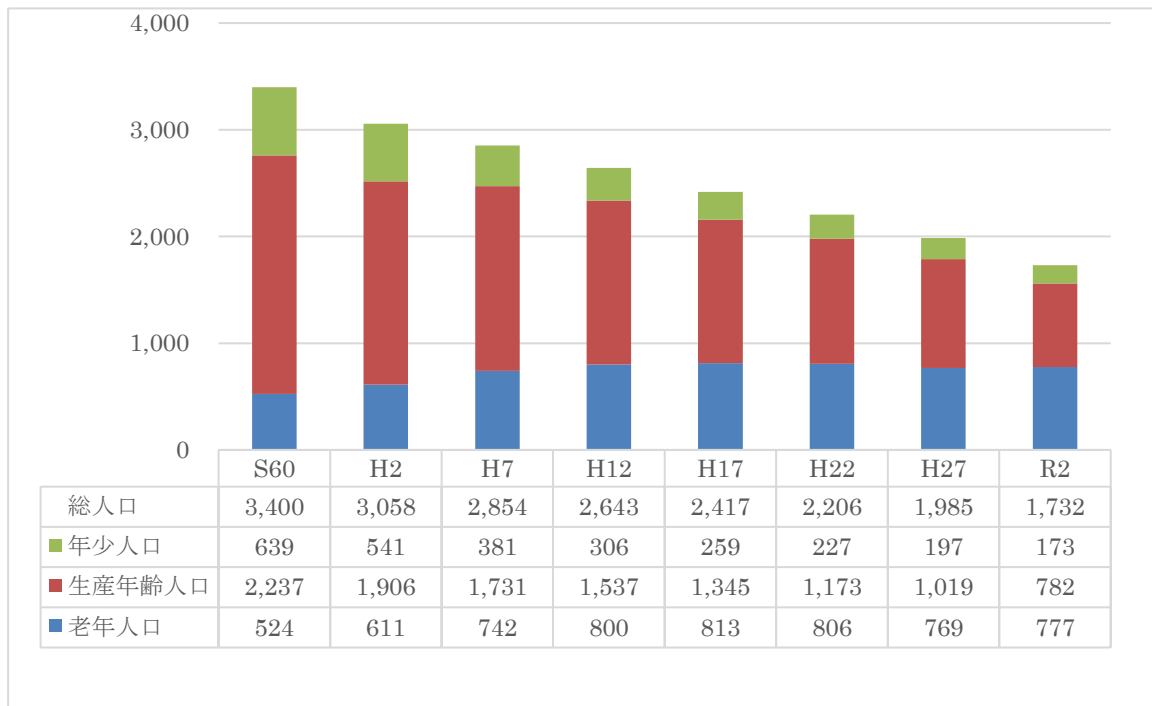
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

浦臼町の人口は、昭和30年の7,151人をピークに年々減少を続け、令和2年には1,732人となり、ピーク時に比べ約7割減少している。

それに伴い少子高齢化、生産年齢層人口の減少が進行している。

表-1 人口の推移 (R2 e-Stat 政府統計の総合窓口 国勢調査)



浦臼町の基幹産業は、石狩川沿いから樺戸連山にかけて穏やかな丘陵地帯を開墾し、広大な農地を活用した稲作主体の農業である。

近年は稲作だけでなく、日本最大級の広さを誇るぶどう園や南国フルーツのマンゴー栽培事業者など特色ある作物の栽培事業者が操業している。

従事者別産業構造（表-2）については、第3次産業が59.8%と全体の半数を占めている。次いで第1次産業の24.9%、第2次産業の15.3%と続いており、企業のほとんどが中小企業である。

さらに、産業別従業員数（表-3）を見ると、農業が24.9%、次いで卸売業・小売業が17.0%、建設業が10.3%となっている。要因としては、前述したぶどう園やマンゴー栽培等の農業事業所の従業員数が多いことである。

表-2 従業者別産業構造（R3 経済センサス）

	従事者数	割合
第1次産業	154	24.9%
第2次産業	95	15.3%
第3次産業	370	59.8%

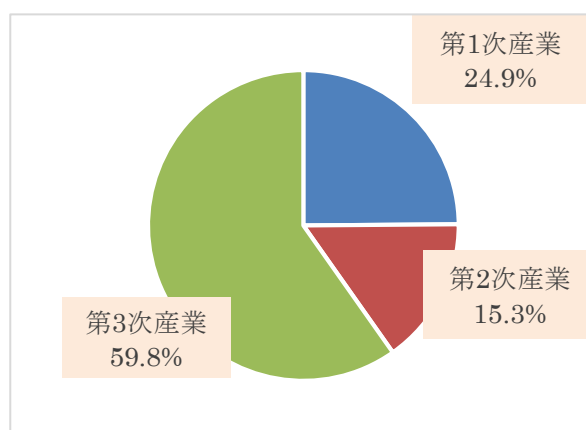
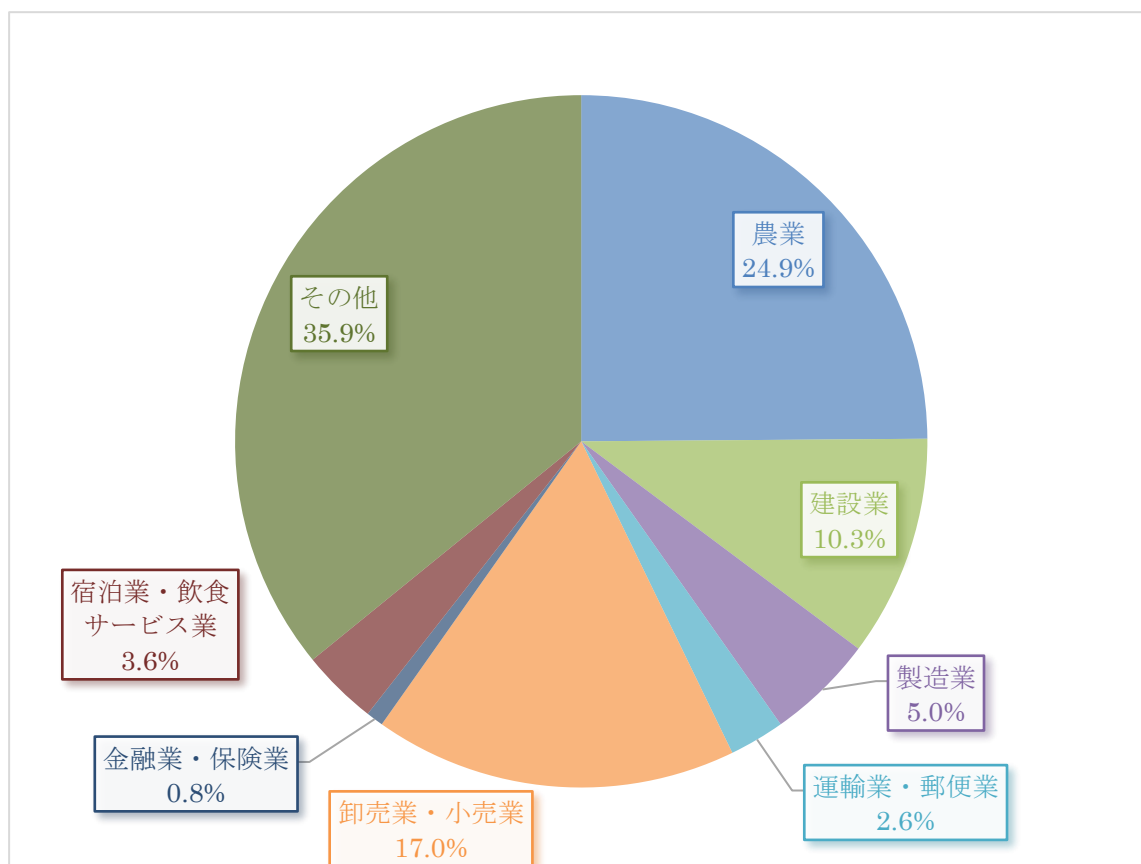


表-3 産業別従業員数（R3 経済センサス）

区分	従業員数	従業員数割合	事業所数	事業所数割合
農業	154	24.9%	8	8.9%
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0%	0	0.0%
建設業	64	10.3%	7	7.8%
製造業	31	5.0%	6	6.7%
運輸業・郵便業	16	2.6%	2	2.2%
卸売業・小売業	105	17.0%	21	23.3%
金融業・保険業	5	0.8%	2	2.2%
宿泊業・飲食サービス業	22	3.6%	6	6.7%
その他	222	35.9%	38	42.2%
合計	619	100.0%	90	100.0%

表-4 産業別従業員数割合（R3経済センサス）



(2) 目標

従業員の減少や高齢化など課題に対応するため、先端設備等の導入により事業の効率化を図り、中小企業者の労働生産性の維持・向上を促進していく必要があり、助成制度の活用や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定する。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

労働生産性の向上のためには、幅広い設備の導入が想定されるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

町内全ての中小企業者の生産性を向上させる必要があることから、対象地域は町全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は多様であるため、対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月9日～令和9年7月8日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。